

平成 20 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 fonfun  
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之  
(コード番号 2323)  
問合せ先 執行役員経営管理部長 小松昌弘  
(TEL 03 5350 7800)

### 株式の分割、単元株制度の導入及び定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の導入及び定款の変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式の分割及び単元株制度導入の目的

平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改定する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)の施行による振替制度への移行(株券電子化)に伴い、この制度の取扱い対象外とされている端株の整理を行うため、株式分割を行うとともに単元株制度を導入いたします。

なお、株式の分割の実施及び単元株制度の導入に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

「決済合理化法」の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主(同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含む。)の所有株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	21,467.20 株(平成 20 年 8 月 31 日現在)
今回の分割により増加する株式数	2,125,252.80 株
株式分割後の当社発行済株式総数	2,146,720 株
株式分割後の発行可能株式総数	8,500,000 株

(注) 上記発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

- ・ 基準日 「決済合理化法」の施行日の前々日
- ・ 効力発生日 「決済合理化法」の施行日の前日

(注)「決済合理化法」の施行日を平成21年1月5日(月)と仮定すると、基準日は平成21年1月3日(土)、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

なお、この場合、当社株式は平成20年12月25日(木)から平成20年12月30日(火)まで、大阪証券取引所において、売買停止となります。

3. 単元株制度の導入

(1) 新設する単元株式の数

株式の分割の効力発生を条件として、「決済合理化法」の施行日の前日をもって単元株制度を導入し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

- ・ 効力発生日 「決済合理化法」の施行日の前日

(注)「決済合理化法」の施行日を平成21年1月5日(月)と仮定すると、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

4. 定款の変更について

法律上、株券電子化の対象となる会社は、端株を存在させることができないため、当社取締役会は、平成20年9月16日、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日とし、普通株式について1株を100株とする株式分割を行う旨決議しました。これに伴い、以下の変更を行うものです。

(1) 発行可能株式総数

株式分割の割合を勘案して、発行可能株式総数の変更を行うものです。

(2) 単元株式数

株式分割と同時に単元株制度を導入し、普通株式について単元株式数を100株とするものです。また、単元株制度の導入に伴い、単元未満株式についての権利の内容を定める規定を新設するものです。

(下線部は変更箇所です。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>85,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,500,000</u> 株とする。
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(株券の発行と単元株式数) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 当社の単元株式数は、100株とする。

以上